

公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程

平成22年4月1日

規 程 第 5 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「本学」という。）において実施する受託研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 受託研究 本学が本学以外の外部の機関（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究、試験、試作及び調査等で、これに要する費用（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。
- 二 受託研究担当者 受託研究を担当する本学の教員をいう。
- 三 特許権等 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他これらに準ずる権利並びにこれらの権利を受ける権利をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究業務に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り、受け入れることとする。

(受入条件)

第4条 受託研究を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 受託研究は委託者が一方的に中止することができないこと。
- 二 受託研究の結果、特許権等が生じた場合、委託者に対してこれらが無償で使用させ又は譲渡することはできないこと。
- 三 受託研究費により取得した設備備品等は、返還しないこと。
- 四 やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においては、本学はその責を負わないこと。
- 五 委託者は、受託研究費を、当該研究の開始前に納付すること。
- 六 納付された受託研究費は、原則として返還しないこと。
- 七 受託研究の実施に起因して第三者に損害が発生し、かつ、本学に賠償責任が生じたときは、その損害が受託研究担当者の故意または重大な過失による場合を除き、その損害の賠償については、委託者が一切を負担すること。
- 八 その他理事長が必要と認めること。

(受託研究の申込み)

第5条 本学に受託研究を委託しようとする者は、受託研究申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び受託研究費内訳書（様式第2号。以下「内訳書」という。）に受託研究計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を添付して、理事長に提出しなければならない。

(受託研究受入れの決定)

第6条 理事長は、前項の申込書等を受理したときは、研究推進委員会の意見を聴き、受入れの可否を決定する。

2 理事長は、前項により受託研究の受入れの承認を決定したときは、受託研究受入れ承認決定通知書（様式第4号）により、委託者及び受託研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前条第1項により受託研究の受入れを承認したときは、速やかに所定の受託研究契約書を標準として、委託者と契約を締結するものとする。

(受託研究費)

第8条 委託者は、指定された期日までに受託研究費を振り込まなければならない。

2 受託研究費は、謝金、旅費、消耗品費、設備備品費等受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）並びに消費税、地方消費税の合算額とする。

3 間接経費は、原則として直接経費の10パーセントに相当する額とする。

4 受託研究費は、本学の財務に関する規程等に基づいて管理するものとする。

（研究の中止または期間の延長）

第9条 受託研究担当者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、受託研究（中止・期間延長）申請書（様式第5号）により、速やかに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告があったときは、研究推進委員会の意見を聴き、やむを得ないと認めるときは、委託者と協議のうえこれを中止し、又は期間を延長することを決定することができる。

3 理事長は、前項により受託研究を中止し又は期間を延長することを決定したときは、受託研究（中止・期間延長）決定通知書（様式第6号）により委託者に通知するとともに、必要に応じて当該研究の変更契約を締結するものとする。

（受託研究の完了報告）

第10条 受託研究担当者は、受託研究完了後速やかに、受託研究完了報告書（様式第7号。以下「報告書」という。）により、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告書を受理したときは、受託研究完了成果報告書（様式第8号）により、委託者に対して当該受託研究の成果を報告するものとする。

（研究成果の公表）

第11条 理事長は、受託研究に係る研究成果の公表時期及び方法等について、委託者と協議のうえ定めるものとする。

（特許権等）

第12条 受託研究の結果生じた特許権等については、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程に基づき取り扱うものとする。

（受入れの特例）

第13条 委託者が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合には、この規程にかかわらず、当該団体等の定める要綱等に基づき受託研究を受け入れることができるものとする。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

受 託 研 究 申 込 書

第 号
年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

(申 込 者)
所 在 地
名 称
代 表 者 印

公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程第4条に規定する受入条件を遵守し、下記のとおり受託研究を申し込みます。

1 研究題目

2 概 要

3 研究経費 円
(内訳は「受託研究費内訳書（様式第2号）」のとおり)

4 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで

5 希望する受託研究担当者の所属・職・氏名

6 研究用機器等の提供の有無 有 ・ 無 (いずれかを○で囲む)
(有の場合) 機器等の名称
研究完了後の取扱い 返却 ・ 寄附 (いずれかを○で囲む)

受託研究引受内諾書

年 月 日

上記の受託研究の受入れが承認された場合は、研究を担当することを承諾します。

研究担当者 所属・職・氏名 印

所属長氏名 印

受 託 研 究 費 内 訳 書

1 申込者 所在地
 名 称

2 研究題目

3 受託研究費

円

(内訳)

費 目	金 額 (円)	内 訳
消 耗 品 費		
物 品 費		
固 定 資 産		
図 書		
旅費交通費		
報 酬		
そ の 他		
直接経費計 (a)		
間接経費 (a × 0.1)		
受託研究費計		

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

受託研究担当者
所属・職・氏名

印

受 託 研 究 計 画 書

公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程第5条の規定により、下記のとおり受託研究計画書を提出します。

1 申込者の所在地・名称

2 研究題目

3 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究組織（当該研究に携わる本学の教員）

5 研究の目的

6 研究の内容

7 研究の方法

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

受託研究受入れ承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました受託研究については、下記のとおり受け入れることを承認しましたので、公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程第6条の規定により通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 研究担当者所属・職・氏名

4 受託研究費 円

5 研究の目的

6 研究の内容

7 その他

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

受託研究担当者所属・職・氏名

印

受託研究（中止・期間延長）承認申請書

年 月 日付けで契約を締結した受託研究については、下記のとおり（中止・期間延長）したいので申請します。

記

1 委託者

（1）所在地

（2）名 称

2 研究題目

3 中止・期間延長理由

4 研究期間

（1）従 前： 年 月 日 から 年 月 日まで

（2）変更後： 年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

受託研究（中止・期間延長）決定通知書

年 月 日付けで契約を締結した受託研究（研究題目： ）
については、下記のとおり（中止・期間延長）することに決定しましたので、公立大学法人埼玉県立
大学受託研究取扱規程第9条の規定により通知します。

記

1 中止・期間延長理由

2 変更後研究期間

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

受託研究担当者所属・職・氏名

印

受託研究完了報告書

年 月 日付けで契約を締結した下記の受託研究については、年
月 日に完了しましたので、公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程第10条の規定により
報告します。

記

1 委託者

（1）所在地

（2）名 称

2 研究題目

3 研究費

円

4 研究結果概要

※ 研究結果報告書（様式任意）を添付すること。

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

受託研究完了成果報告書
年 月 日付で申込みのありました受託研究については、年 月 日に完了しました。
つきましては、公立大学法人埼玉県立大学受託研究取扱規程第 1 0 条の規定により、別添のとおり研究成果を報告します。